

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会委員会に関する規程

(設置)

第1条 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条に基づき、本会に委員会を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本会が社会福祉事業を実施するにおいて、効率かつ効果的運営を図ることができるよう、具体的方策を調査・研究・評価し、本会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(委員会)

第3条 前条の目的を達成するため、次の委員会を置く。

- (1) 社会福祉大会被表彰者選考委員会
- (2) 共同募金助成事業審査委員会
- (3) その他本会が必要と認める委員会

(所管事項)

第4条 委員会の所管事項は、次のとおり定める。

- (1) 社会福祉大会被表彰者選考委員会
社会福祉大会の被表彰者審査に関すること
- (2) 共同募金助成事業審査委員会
共同募金助成事業審査に関すること
- (3) その他本会が必要と認める委員会

(委員)

第5条 委員会の委員は、理事および評議員、社会福祉事業に造詣が深い者のうちから、会長が委嘱する。

2 委員会の委員は原則として15名以内とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
- 2 委員長および副委員長は、それぞれの委員会の内規による。

(報酬の支給)

第7条 委員が、その職務のため、委員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。支給の方法については、翌月20日に支給する。ただし支払期日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌日を支払期日とする。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は委員会を代表し、会議の議長となり会務を掌る。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が会務を代行する。

第10条 会長は、各委員会の連絡調整等の必要があるときは、委員長を招集することができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、知り得た情報または秘密事項について、在任中かどうかを問わず、一切外部に漏らしてはならない。

(事務局)

第12条 委員会の事務局は本会に置き、本会職員が事務にあたる。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項については、それぞれの委員会の内規により定める。

附 則

1. この規程は平成17年2月11日から施行する。

附 則

1. この規程は平成21年4月1日から一部変更する。

附 則

1. この規程は平成23年10月1日から一部変更する。

附 則

1. この規程は平成28年6月1日から一部変更する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。但し、第7条については、平成29年6月21日定時評議員会終結のときから施行する。